

## 議第38号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月17日提出

京都市長 松井孝治

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 12京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価第三者委員会の項を次のように改める。

京都市上下水道事業審議会	持続可能な上下水道事業の運営に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	20人以内	2	年
--------------	---	-------	---	---

## 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 提案理由

京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価第三者委員会を廃止するとともに、市長の附属機関として京都市上下水道事業審議会を設置する必要があるので提案する。